

付録 経営者保証を不要とする取り扱いについて

次の①金融機関連携型 ②財務要件型 ③担保充足型 のいずれかに該当する法人の場合、経営者保証を不要とする取り扱いが可能です。

① 金融機関連携型

ご利用いただける方

次の1~3の要件を満たす法人

1	法人と経営者個人の資産・経理が明確に区分されていること
2	申込金融機関にて経営者保証を不要とし、かつ保全(※人的・物的担保)がないプロパー融資の残高がある。またはプロパー融資を同時実行すること
3	財務要件(「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」)を満たしていること

対象保証制度

全ての保証制度

② 財務要件型

ご利用いただける方

次の要件を満たす法人

要件	特定社債保証制度の申込人資格要件(適債基準)を満たしていること
----	---------------------------------

対象保証制度

財務要件型無保証人保証

③ 担保充足型

ご利用いただける方

次の要件を満たす法人

要件	申込人または経営者本人等が所有不動産を担保提供し、十分な保全が図られていること
----	---

対象保証制度

全ての保証制度(無担保要件の保証制度を除く)
※担保提供者が申込人以外の場合は、物上保証人になっていただく必要があります。

上記①~③のいずれにも該当しない法人においても、一定の要件を満たした場合に、保証料率を上乗せすることで経営者保証を不要とする取り扱いが可能です。

④ 保証料率上乗せ

ご利用いただける方

次の1~5の要件を満たす法人

1	過去2年間(法人の設立日から2年経過していない場合は、その期間)において、貸借対照表、損益計算書その他の財産、損益または資金繰り表の状況を示す書類を申込金融機関の求めに応じて提出していること
2	直近の決算書において代表者への貸付金等がなく、かつ、代表者への役員報酬、賞与、配当等が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと
3	直近の決算において債務超過ではない(純資産の額がゼロ以上である)こと。 または直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字ではないこと
4	上記1及び2の要件について、継続的に充足することを誓約する書面を提出していること
5	中小企業者が保証人の保証を提供しないことを希望していること

対象保証制度

事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証
無担保保険・公害防止保険・エネルギー対策保険・海外投資関係保険・
新事業開拓保険または事業再生保険に係る全ての保証制度

上乗せ保証料率

制度所定の保証料率に、上記3の要件を両方とも満たしている場合は0.25%、どちらか一方のみを満たしている場合は0.45%上乗せ